

令和 2 年 度

静岡市内部統制評価報告書

審査意見書

静岡市 監 査 委 員

03 静 監 第 702 号

令和 3 年 8 月 25 日

静岡市長 田 辺 信 宏 様

静岡市監査委員 遠 藤 正 方

同 白 鳥 三和子

同 大 村 一 雄

同 佐 藤 成 子

令和 2 年度内部統制評価報告書審査意見の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定により、審査に付された令和 2 年度静岡市内部統制評価報告書及び附属書類を静岡市監査基準（令和 2 年静岡市監査委員告示第 1 号）に基づいて審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和2年度静岡市内部統制評価報告書審査意見

1 審査の基準

この審査は、静岡市監査基準（以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

2 審査の種類

(1) 審査の名称

令和2年度静岡市内部統制評価報告書審査

(2) 根拠法令

地方自治法第150条第5項

3 審査の対象

令和2年度 静岡市内部統制評価報告書

4 審査の着眼点

市長による評価が評価手続に沿って適切に行われているか。また、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか。

5 審査の主な実施内容

令和2年度静岡市内部統制評価報告書について、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」及び監査基準第19条第2項第8号の規定に従い、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき検証を行い審査した。

6 審査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局執務室等

(2) 日程

令和3年5月14日から令和3年8月18日まで

7 審査の結果

(1) 監査基準第 19 条第 2 項又は同条第 3 項及び第 5 項の規定に基づく記載

市長が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限り、重要な点において内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

(2) 監査基準第 19 条第 4 項の規定に基づく記載

本件の審査においては、3 件の指摘事項があったので、令和 3 年度内部統制評価を実施するには適切な措置を講じられたい。

なお、審査の結果の詳細及び意見については後述する。

【参考】

静岡市監査基準（令和 2 年静岡市監査委員告示第 1 号）（抄）

（監査報告等の内容）

第 19 条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第 1 号から第 6 号まで 略

（7）監査等の結果

第 8 号 略

2 前項第 7 号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

第 1 号から第 7 号まで 略

（8）内部統制評価報告書審査 市長が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること。

3 第 1 項第 7 号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等

の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

- 5 監査委員は、内部統制評価報告書審査において、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと認められる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと認める場合は、その内容を記載するものとする。

第6項 略

8 審査の結果の詳細

審査の概要は以下のとおりである。

(1) 審査の前提となる内部統制の法制化等について

地方公共団体における内部統制制度は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）によって法制化され、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 150 条において、都道府県及び政令指定都市の長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備するとともに、毎会計年度、方針及び体制について評価報告書を作成し、監査委員の審査に付した後に、その意見を付けて議会に提出するとともに公表するものとされている。

地方公共団体が内部統制制度を導入し、及び実施する際に参考となる基本的な枠組みや要点等を示したガイドラインにおいて、地方公共団体における内部統制は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別し、及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することとされている。

法第 150 条第 1 項では、内部統制の対象とする事務については、「財務に関する事務」は必須であるが、それ以外にも長が必要と認める事務を対象とすることができるとされている。この点について本市では、静岡市内部統制基本方針（令和 2 年 4 月 1 日改訂）で市長の権限に属する全ての事務並びに本市行政委員会（小、中学校及び高校を除く。）及び公営企業の権限に属する事務を内部統制の対象としている。

また、ガイドラインにはその他にも内部統制に関する留意点として、地方公共団体に求められる内部統制の水準は現実には地域の状況や課題等によって異なることから、具体的な在り方については各地方公共団体の実情に応じて主体的に取り組むことが期待されていることや、内部統制には一定の限界もあることから、コストと効果が見合わないような過度な体制とならないよう留意することなどが示されている。

(2) 市長による内部統制の評価方法

本件報告書に記載のあるとおり、市長による内部統制の評価は、原則として、ガイドライン及び静岡市内部統制の実施に関する規程（令和 2 年静岡市訓令第 9 号外。以下「内部統制実施規程」という。）に沿って実施されている。ガイドラインでは、内部統制の評価方法として、次の点などが示されている。

- ・内部統制評価部局¹（本市では、総務局コンプライアンス推進課）が全庁的な評価項目のそれぞれに対応する内部統制の整備状況の記録をすること。
- ・各部局が業務レベルの内部統制の自己評価を実施すること。

¹ 内部統制評価部局…第三者的な視点からモニタリングを実施し、内部統制の整備状況及び運用状況について独立的評価を行うとともに報告書を作成する部局

- ・評価対象期間中に結果として発生した不適切な事項に関する不備について評価を行うこと。

内部統制実施規程では、内部統制の評価の対象を市長の担任する事務のほか本市行政委員会及び公営企業の担任する事務にまで広げ、また業務レベルの内部統制の評価について、所管事務に係る内部統制の取組に関する各所属長が行う評価（縦串評価）及び共通事務に係る内部統制の取組に関する業務統括課（共通事務を所管する課かいで市長が指定するものをいう。以下同じ。）の長が行う評価（横串評価）並びにこれらの評価に対する内部統制評価部局が行う評価の3つを組み合わせることを定めている。

審査の過程においても内部統制の評価が原則としてガイドライン及び内部統制実施規程に準拠していたことが確認された。

なお、以下に列挙した項目においては、本市独自の取組であることを確認した。

- ・リスク対応策のリスクチェックシート²への反映
- ・各所属長が実施する所管業務の内部統制に関する自己評価（縦串評価）及び業務統括課の長による共通業務に関する自己評価（横串評価）並びにこれらに対する内部統制評価部局による評価
- ・評価期間中に発生したリスク（事務事業事故、ミス、ヒヤリハット）の評価

（3）審査の結果など

ガイドラインに示された監査委員による内部統制評価報告書の審査の区分に従い、次のア及びイのとおり審査した。

ア 市長による評価手続の適切性

ガイドラインの区分に従えば、監査委員は、長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたかという観点から、評価手続に係る記載について審査することとされている。

この観点による審査は次の（ア）及び（イ）に掲げる区分に細分できることから、以下にそれぞれの区分に応じて審査の結果などを示すこととする。

（ア）全庁的な内部統制の評価手続

a 審査の手法

この区分においては、市長の評価手続がガイドラインと大きく異なることなく実施されていたことから、ガイドラインに沿って報告書に添付された「全庁的

² リスクチェックシート…各所属の所管事務において想定されるリスクについて、発生可能性、重大性、想定される被害及び対策の内容等を示したもの

な内部統制の評価項目及び本市の整備状況(評価基準日 令和3年3月31日)」にガイドラインに示された評価項目が漏れなく記載されているか、また、全ての評価項目について漏れなく評価を実施しているか確認した。

b 審査の結果

審査の結果、この区分においては、記載は相当であると認められる。

(イ) 業務レベルの内部統制の評価手続

a 審査の手法

この区分においては、本市独自の取組である内部統制評価シート³、リスクチェックシート並びに評価期間中に発生した事務事業事故及びミスの一覧表を基に評価が実施されていたことから、各所属、業務統括課及び内部統制評価部局における評価の手続が適切に実施されているか確認し、把握すべき内部統制の不備が内部統制評価シートにより漏れなく把握されるかについて検討した。

b 審査の結果

審査の結果、この区分においては、重要な点についての記載は相当であると認められるものの、次の2件の指摘事項があった。

【指摘事項1：内部統制の不備を網羅的に把握するための体制について】

業務レベルの内部統制の評価手続は、評価期間中に覚知された事務事業事故、ミス及びヒヤリハットの3類型のリスクを、運用上の不備(結果的に不適切な事象が発生していた事例)と整備上の不備(内部統制の不存在などの事例)とに区分することで行われていた。評価手続がリスクの把握を前提とするものである以上、適切な評価のためにも内部統制評価部局がリスクを漏れなく把握することが欠かせないが、リスクのうちヒヤリハットについては、以下の2点によって適切に把握されていない状況となっていた。

① 定義に対する認識の相違

ヒヤリハットの定義については、内部統制評価部局であるコンプライアンス推進課から、静岡市事務事業危機管理マニュアルに掲げられた「事務処理上の誤りで、市民への被害が直接認められない事案」であるとする認識が示されたものの、実際に評価の対象となったヒヤリハットの事例を確認したところ、

³ 内部統制評価シート…各所属において評価期間中に発生したリスクについて、リスクの概要、再発防止策及び再発防止策に対する各所属の自己評価(縦串評価)等を記載した「内部統制評価シート(前期又は後期取りまとめ)」と、評価期間中に全ての所属において発生したリスクのうち、会計、契約等各業務統括課が所管する共通事務に係るものについて、各業務統括課の取組状況とそれについての自己評価(横串評価)等を記載した「内部統制評価シート(業務統括課)」の2種類のシートがあり、このシートを基に内部統制評価部局が評価を実施している。

事務処理手続の過程で内部統制が機能したことによりミスを事前に防いだ事案などもこれに含まれており、コンプライアンス推進課の示した認識と評価の実態との間に齟齬が生じていた。

このことにより、評価部局と被評価部局との間に認識の相違があり、かつ、評価部局がその相違を正すことなく評価を進めていた実態が把握された。

② 情報の把握体制

評価が漏れなく実施されているのかという観点で、評価期間中に発生した全てのヒヤリハットが評価されているのかを確認したところ、ヒヤリハットの発生に係る情報を市として体系的に管理しておらず、そもそも、ヒヤリハットが漏れなく評価されているのか否かを確認することができる状況になかった。

ヒヤリハット以外のリスクである事務事業事故及びミスについては、これらの事例が報道発表の対象となることなどもあって、明確な定義もあり、体系的な情報共有体制も整備されていたことから、上述のような問題は生じていなかったものの、ヒヤリハットに関しては、これを評価の対象とするとうたいながらも、評価の対象となるものとそうでないものが混在するなど、適切な評価体制が整備されていなかった。

このような曖昧さを残す評価は、ともすれば被評価者による恣意の介在を許すばかりか、評価報告書の読み手に不要の疑いを抱かせる結果を招きかねない。評価上把握すべき事例の範囲は、評価の狙いや正確性の確保、情報収集に要する労力などの要素を考慮しつつ設定する必要があるが、考慮すべきものの中でも、評価範囲の明確さは、報告書の信用性を確保する観点からもとりわけ重要性が高いものと認められる。

ヒヤリハットの中には、評価時点では市民への直接的な影響がなかったとしても、改善されずに放置すれば将来的には重大な不備に繋がる可能性があるものが潜んでいるおそれがある。そのため、整備上の不備を管理する視点からヒヤリハットを明確に定義するとともに、定義された事例に係る情報が組織的に管理される体制を整備し、評価対象となる事例の選定に恣意が存在していないことを評価報告書の読み手が客観的に把握することのできる合理的な評価手続を確立されたい。

【指摘事項 2：業務統括課による評価の漏れについて】

報告書補足資料の第 1 評価手続 4 評価方法（5）には、「横串評価は、評価対象期間における業務統括課の当該共通事務に関する内部統制の取組状況、発現したリスク及び当該リスクへの対応について、まず、業務統括課の長が自己評価

を行った。その後、「内部統制評価シート」によりその結果を評価部局に提出し、評価部局が評価を行った。」とされているが、業務統括課が作成した内部統制評価シートを確認したところ、次の3点の不備があった。

- ① 総務課は、情報公開条例、個人情報保護条例、事務引継等に係る事務を所管しているが、総務課の内部統制評価シートには、これらについての業務統括課としての取組内容等が記載されていなかった。
- ② コンプライアンス推進課は、行政手続に係る事務を所管しているが、内部統制評価シートには、コンプライアンス推進課の業務統括課としての取組内容等が記載されていなかった。
- ③ 内部統制評価部局であるコンプライアンス推進課は、上記①及び②に示した不備があったにもかかわらず、業務統括課に対して内部統制評価シートの修正を求めていなかった。

イ 市長による評価結果の適切性

ガイドラインの区分に従えば、監査委員は、市長による評価の根拠となる資料を基に、必要に応じて、市長、内部統制評価部局及び関係部局の担当者等に対して質問を行った上で、市長が評価の過程において把握した不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか、整備上の重大な不備がある場合には評価基準日までに是正されたかといった観点から、審査を実施することとされている。

この観点による審査は次の（ア）から（ウ）に掲げる区分に細分できることから、以下に、それぞれの区分に応じて審査の結果などを示すこととする。

（ア）全庁的な内部統制の整備状況及び運用状況の評価結果について

a 審査の手法

この区分においては、市長の評価手続がガイドラインと大きく異なることなく実施されていたことから、ガイドラインに沿って、内部統制評価部局が行った全庁的な評価項目それぞれに対する評価について、報告書に添付された「全庁的な内部統制の評価項目及び本市の整備状況（評価基準日 令和3年3月31日）」の各評価項目について、本市の整備状況、概要及び評価根拠の記載内容を確認、市長が行った評価結果が適切かどうか検討した。

b 審査の結果

審査の結果、この区分においては、重要な点についての記載は相当であると認められるものの、次の1件の指摘事項があった。

【指摘事項3：評価項目に適していない評価について】

評価項目2-1「長は、内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。」及び2-2「長は、内部統制の目的を達成するため、

職員、部署及び各種の会議体等について、それぞれの役割、責任及び権限を明確に設定し、適時に見直しを図っているか。」について、第2次静岡市職員適正配置計画及び内部統制実施規程の内容について評価した結果を記載しているが、この評価項目は内部統制の目的を達成するための組織や権限配分ができていないかを評価するものであり、本市においては事務分掌条例や事務専決規則によって、組織構造、報告経路及び適切な権限と責任を確立していることを評価すべきであるが、それらについて評価されていなかった。

(イ) 業務レベルの内部統制の整備状況の評価結果について

a 審査の手法

この区分においては、本市独自の取組である内部統制評価シート及びリスクチェックシートの内容を踏まえた上で、本年度においてリスクが高いと判断された業務、過去に内部統制の評価作業又は監査等において把握されたリスク等についてどのような対応がとられたのか及び最終的に市長が把握した内部統制の整備上の不備はいかなる業務であったのか把握した。

その上で、それらの事項について、内部統制評価シート以外の記録等の閲覧や内部統制評価部局及び関係部局の担当者等に質問等を行うことにより、市長が行った内部統制の整備状況についての評価結果が適切かどうか、特に、当該不備が重大な不備に当たるかどうかの検討を行った。

b 審査の結果

審査の結果、この区分においては、記載は相当であると認められる。

(ウ) 業務レベルの内部統制の運用状況の評価結果について

a 審査の手法

この区分においては、市長の評価手続がガイドラインと大きく異なることなく実施されていたことから、ガイドラインに沿って、市長が把握した運用上の不備について各所属及び業務統括課が作成した内部統制評価シートにより網羅的に把握し、把握した運用上の不備及びその他必要な事項について、内部統制評価シート以外の記録等の閲覧や内部統制評価部局及び関係部局の担当者等に質問等を行うことにより、市長が行った内部統制の運用状況についての評価結果が適切かどうか、特に、当該不備が重大な不備に当たるかどうかの検討を行った。

b 審査の結果

審査の結果、この区分においては、記載は相当であると認められる。

9 意見

(1) 報告書の課題事項及び審査において得られた心証について

内部統制評価報告書の審査を行った結果、市長による評価はおおむね評価手続に沿って適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断も適切に行われていたが、評価の導入初年度ということもあり、前述の指摘事項以外にも課題や改善が求められる事項があったため、審査の結果得られた心証と併せて記載する。

ア 内部統制評価の対象及び方法について

本市では法制化以前から全ての事務を対象に内部統制に取り組んでおり、令和2年4月に策定した静岡市内部統制基本方針においても、市長の権限に属する全ての事務事業を内部統制の対象とし、行政委員会（小、中学校及び高校を除く。）並びに公営企業の権限に属する事務事業を含めて一体的に内部統制の取組を推進している。

こうしたことから、本市では内部統制の評価においても法に規定された財務に関する事務だけでなく全ての事務を対象としており、このことは評価できると考えている。

一方で、市長の権限に属する全ての事務を対象とすることは、職員の服務管理に関する事務のように内部統制の対象となる範囲が曖昧なものや、道路管理瑕疵による事故（以下「道路事故」という。）のように内部統制が機能していたとしても防ぐことができないものなど、評価が困難な事務についても評価の対象となることから、評価者及び被評価者の双方にとって負担の増加につながるおそれがある。

そのため、翌年度以降の内部統制評価を実施する際には、本年度の取組内容とその評価結果や他都市との比較などを踏まえた上で、今後の行政を取り巻く環境の変化等も考慮しながら本市にふさわしい効果的かつ有効的な評価となるよう、必要に応じて評価の対象や評価方法について適切な見直しを実施することを期待する。

イ 報告書及び補足資料の記載内容について

内部統制評価報告書は、議会へ提出するとともに公表することが法に規定されているが、これは、議会及び市民に対する説明責任を果たすために行うものであるから、説明責任を果たすための分かりやすい報告書とする必要がある。そうした観点から、報告書及び補足資料等の記載内容を確認したところ、次のような課題があった。

(ア) 道路事故及び公用車による交通事故の評価手続について

補足資料第1評価手続の3評価対象事務において市長の権限に属する全ての事務を評価の対象としながら、4評価方法の(4)では、各所属長が行う自己評価の

結果を記載する内部統制評価シートには、道路事故及び公用車による交通事故等（以下「道路事故等」という。）を除くこととしていたが、除外する理由が示されていなかった。

権限に属する全ての事務を評価の対象としているのであれば、自己評価の対象にも当然に道路事故等が含まれるのであるから、例外的に道路事故等を除外した明確な理由を記載すべきである。当該事例以外でも、例外規定を設けることが必要となる場合には、その理由を記載することが望まれる。

(イ) 重大な不備の判断基準について

補足資料第1 評価手続の6 重大な不備の判断基準については、「内部統制上の重大な不備は、本市又は本市の住民に対し、大きな経済的・社会的影響を及ぼし、又は及ぼす蓋然性が高いと認められるものとし、次に掲げる例示の事項を参考として、個別具体的に判断するものとする。なお、「大きな経済的・社会的影響」を及ぼすものとは、市民の生命、身体若しくは財産が侵害される、又はこれに相当する被害を本市に与えるもので、その回復が困難だと考えられるものをいう。」としている。

この基準を踏まえて、第2 評価結果の5 評価部局による独立的評価（業務レベルの評価）の（2）重大な不備の判断では、「重大な不備は認められなかった。」と評価した上で、重大な不備とは評価しなかったが「経済的・社会的に一定程度影響を及ぼすもの」と現状認められるものとして、5つの事例が記載されていた。

個々の事案が重大な不備に該当しない個別具体の理由について、審査の中で内部統制評価部局であるコンプライアンス推進課に説明を求めたところ、多数の情報漏えいや法律違反があったとしても、結果的に大きな影響が無かったことから重大ではないと評価していた。

各事例について、重大な不備に当たらないとした判断の妥当性を確認した結果、それぞれの判断自体は結果として妥当性を欠くものではないと評価したが、「大きな経済的・社会的影響」と「経済的、社会的に一定程度影響を及ぼすもの」の判断基準が明確でなく、また、重大な不備の判断基準に照らしてなぜ重大でないと判断したのか、特に記載の5つの事例はいずれも本市の社会的信用を毀損するものであるのに、その説明が十分でないという心証を得た。

報告書及び補足資料等の提出、公表をもって内部統制評価の結果についての説明責任を果たすのであれば、自ら示した判断基準に照らして重大な不備には該当しない事例がある場合には、その理由を報告書及び補足資料に明記することが必要である。

(ウ) リスクの定義について

補足資料第2評価結果の2各部署における内部統制の自己評価（業務レベルの評価）の（1）で、内部統制上のリスクを「事故」、「ミス」及び「ヒヤリハット」に区分して掲載しており、この区分は、静岡市事務事業危機管理本部設置規程（平成23年静岡市訓令第13号外）を運用するために策定した「静岡市事務事業危機管理マニュアル」において定義されているものであると本件報告書に記載されている。

しかし、内部統制評価報告書は法に基づくものであり、また本件報告書のリスクは内部統制実施規程第2条第2号にその根拠を置くものであるから、評価の根幹をなす内部統制上のリスクは、本件報告書において定義すべきものである。制度の運用上、静岡市事務事業危機管理マニュアルの事務事業事故と整合を図る必要があるとしても、補足資料に同マニュアルの抜粋を添付するのではなく、報告書の評価手続において、内部統制上のリスクとはどのようなものか、そのうち内部統制上の不備に該当するものはいかなるものなのか、報告書及び補足資料の中で規定すべきである。

以上の3点については、報告書の記載内容が不適切とまではいえないものの、現状のままでは説明不足により評価の根拠が読み取れないものや、報告書が読み手に誤読されるおそれがあるものであるから、翌年度以降の評価において改善されることが望まれる。

(2) 総括意見

内部統制については、本市では法制化以前から全ての事務を対象として継続的に取り組んできたが、本年度から始まった内部統制評価においても、法で求められている財務に関する事務に限定することなく全ての事務を評価の対象としていることは評価できる。また、法制化初年度であったことから、所管課、業務統括課及び内部統制評価部署が互いに手探りの状態で新たな評価に臨んだために、従来から継続してきた内部統制をどのように評価に当てはめるのか、評価の根幹をなす重大な不備の判断基準をいかなるものとするのかなど、判断が困難な課題を解決しながら報告書を取りまとめたことについても評価できるものである。

一方、本年度の内部統制評価では重大な不備は認められなかったとした評価結果は適切であったものの、前述のとおり報告書の記載内容には見直すべき課題があった。その他にも以下の点については評価において注意が必要であると考えられるため、翌年度以降の評価を実施する際には留意されたい。

初めに、本年度中に把握された不備の多くは複数職員による確認という基本的な内部統制が機能していないことが原因で生じていることから、職員定数の削減や新型コ

コロナウイルス感染症対策等による業務量の増加の影響により、書類確認等に割り当てられる時間が限られてはいるものの、今一度基本に立ち返って確認を徹底すべきである。しかし、過度な統制は職員の負担及びコストの増加につながり、実際には確認が不十分であるのにチェックリストには確認したものと記載してしまうような内部統制の形骸化を招く可能性もあることから、コストと効果が見合わないような過度な体制とならないよう留意するとともに、再発防止策の検証についても、費用対効果の観点も含め、適切で継続可能な再発防止策を講じられたい。

次に、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断であるが、重大な不備が存在する場合には、内部統制は有効に整備又は運用されていないと判断されるため、その評価は適正に行われなければならない。審査では、重大な不備の判断基準は存在するものの、その内容や運用状況についての説明は十分ではないという心証を得た。評価初年度ということもあり、また、事例の蓄積や先行事例もないことから、今後の評価のPDCA管理の中でブラッシュアップしていくことが必要であるが、評価の客観性と信頼性を確保するために、より精度の高い基準ができないか、より適切に評価の理由を示すことができないか、他都市の事例も参考にしながら研究、検討を行い、評価の精度を高めることを期待する。

さらに、市長等の権限に属する事務の執行に当たっては、市は複数の立場を有する場合があることにも留意すべきである。たとえば、今回の報告書に記載された事例のうち土壤汚染対策法の届出漏れの事例では、届出を行うことは公共工事実施課の事務であり、届出の受付や事業者等への指導を行うことは土壤汚染対策法を所管している環境保全課の事務である。届出を怠っていたことについては公共工事実施課の「運用上の不備」であるが、環境保全課による土壤汚染対策法の説明内容が理解しにくいことに起因して不備が生じているのであれば「整備上の不備」に該当する可能性もあり、その場合はマニュアルやパンフレット等の内容が適切であったかという視点での検証を行うことも必要となる。そのため、今後、内部統制評価の実施に当たっては、市長等の権限に属する事務の執行に関して市は複数の立場を有する場合があることに留意し、不備の原因がどこにあるのかを注意深く確認する必要がある。

これまで述べてきたように、評価の方法や報告書の記載内容には留意すべき点や改善が必要だと思われる点があったが、本市は内部統制体制を以前から整備してきたとはいえ、内部統制の評価は緒に就いたばかりである。本年度の評価の中で把握された課題については、翌年度以降の評価に向けて解消に努めるとともに、本市の内部統制が過不足ないものとなるよう努められたい。その結果、内部統制が有効に機能することによってリスクマネジメントが強化され、職員にとっても安心して業務に取り組むことができるようになるとともに、行政サービスを受用する市民からも信頼される組織となるよう、今後の内部統制の展開に期待するものである。

